

## 第2部

# 都道府県・政令指定市における 社会適応訓練事業の実施状況調査結果 (行政調査)

# I 平成 17 および 18 年度における各都道府県・政令指定都市 精神障害者社会適応訓練事業の実施実態について

## 1. はじめに

精神保健福祉法上法定化されている精神障害者社会適応訓練事業(以下、社適)はもと昭和 57 年国の補助事業として始まった「通院患者リハビリテーション事業」である。それは、事業所に精神障害者の仕事その他の訓練を委託し、社会復帰を援助する事業である。医療・保健領域の社会復帰事業として 20 余年の歴史を有するが、近年になり労働行政による障害者職業リハビリテーション施策の充実の中で独自性を失ってきているように見える。特に、平成 15 年の一般財源化は、このすぐれて職場で訓練をするという実践的な精神障害者の社会復帰事業である社適の将来を憂いさせるものである。本調査は、このような状況下にある社適の全国の現状を把握するために、全国の都道府県及び政令市(以下、両者を一括して、県と呼ぶ)を対象に行われたものである。

## 2. 研究目的

各県における平成 18 年度における、社適の実態を調査する。

## 3. 研究方法

### 1) 調査対象と調査時期

平成 18 年 12 月から平成 19 年 1 月にかけて、都道府県 47、政令市 14 の精神保健主管課を対象として実施された。

### 2) 調査内容

調査内容は、以下の項目であった。

- ① 事業の実績額(平成 17 年度)・予算額(18 年度)
- ② 登録事業所数(平成 17 年度と 18 年度)
- ③ 利用のある協力事業所数(平成 17 年度と 18 年度)
- ④ 利用対象者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑤ 新規利用者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑥ 利用修了者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑦ 事業所への委託料(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑧ 利用者への訓練手当(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑨ 年間延べ訓練日数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑩ 事業の開始時期(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑪ 訓練期間(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑫ 傷害保険の有無(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑬ 就職者数(平成 17 年度と 18 年度)

## 4. 調査結果

これらの結果を、県別に表2に一覧で示した。本報告は要旨であるので、ここでは、①事業実績額、③利用のある協力事業所、④利用対象者数、⑨年間延べ訓練日数および⑬就職者数の主要な各項目にしぼって、コメントを加えることにした(第1表参照)。ただし、平成18年度については、予算ベースで質問したのであるが、回答内容を検討すると、予算額と年度中途実績値が混在している可能性があり、ここでは参考として扱うことにしたい。また、館他注1)が平成14、16年度について、同様の調査をしているので、必要に応じて比較することにする(参考表参照)。

### 1) 事業の実績額

平成17年度の各県の実績額平均は13,315千円であった。県別に見ると、最大は43,203千円、最低は1,333千円であった。また、平成14、16年度の実績値と比較すると、それらの平均値はそれぞれ18,303千円、14,447千円であり、実績値の平均値は減少傾向を示し、全国的に社適事業は縮小してきていることがわかる。

### 2) 利用のある協力事業所

平成17年度の利用のある協力事業所数の平均は26.9所で、最大は70カ所、最低は1ヶ所である。平均値を平成14、16年度と比較すると、各年度がそれぞれ35.8、33.0であり、事業実績額同様利用事業所の縮小化傾向が見られる。

### 3) 利用対象者数

平成17年度の利用対象者数の各県平均値は55.4人、最大が237人、最小が1人であった。平成14、16各年度の平均値と比較すると、それぞれ81.0、68.6人であり、減少化傾向が見られる。

### 4) 年間延べ訓練日数

平成17年度における年間延べ訓練日数の県別平均値は5,233.4日で、最大が17,930日であり、最低は36日である。また、年間延べ訓練日数を利用対象者数で除した利用者1人当りの訓練日数は91.3日であった。また、延べ訓練日数の県別平均値を平成14、16各年度と比較すると、それぞれ8,269.1、6,225.9日であり、延べ訓練日数にも減少化傾向が見られる。

### 5) 就職者数

就職者は全国で、404人である。利用修了者数は1,273人であるので、修了者における就職者の比率は31.7%とかなり高い比率を示している。

## 5. 考察

今回の調査で明らかになった社適の各県における実態を他年度と比較した結果は、社適が第一義的に、全国的に見て減少或いは縮小傾向を示しているということである。館他注 1)では、県名が不明であるので、各県別の経年的動向を示すことは出来ないが、全国的に見れば、これらの縮小傾向は予算削減に対応したものであると考えられる。このことは、その内容が同事業実績額を実質的に決定する変数である、訓練利用者や訓練日数の抑制等の現実的対応であることから明らかである。

今後、各地域で本事業がどのような展開を示すかは、各自治体の社適事業の位置付けに拠るところが大であるが、社適事業は実際の仕事をしながらの具体的な、実用的な社会的訓練を受けられる、職場で働く力を試したり、見極めたりでき、保健師等医療保健分野のサポートが得られる、訓練生にとっては実質上の収入源になる等、多くのメリットが存在する精神障害の特性に合った、しかも我が国では精神障害者に特化した唯一のリハビリテーション制度である。その反面、事業所にとって支援の負担が大きい、引き続き雇用する余裕が無い、委託料が少ないなどの事業主の悩み、手当てが無い、交通費が出ない、就職できるかどうかわからない(先の見通しが立たない)などの利用者の不満が現在の社適には付きまとう。

何れにしても、事業所や利用者への支援体制等各自治体が更に制度的な改良を図った上で、自立支援法や労働行政における位置付けを行い、施策上の整合性を図ることが必要となろう。

### 注

注1) 館暁夫、箱田琢磨、森田恵美、竹島正「全国都道府県・指令指定都市における精神障害者社会適応訓練事業の現状と今後の動向－平成15年度の一般財源化による影響の検討を中心に」、「精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究協力報告書(主任研究者:竹島正)」1-17頁、国立精神・神経センター、平成18年。